

下野市配偶者等からの暴力対策基本計画  
進捗状況報告書

平成29年3月31日現在

## ■平成28年度 配偶者等からの暴力対策基本計画進捗状況調査報告書

### 基本目標 I DV防止の意識づくり

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	工夫して取り組んだ点	課題、今後の対応
1 DV防止に向けた対策の充実	(1)家庭、地域、職場、学校における啓発	広報紙やホームページ、チラシなどを活用した啓発を行います。	市民協働推進課 (全課)	【市民協働推進課】 内閣府、県人権・青少年男女参画課発行のチラシ等を各イベントにおいて配布し、啓発した。	【市民協働推進課】 6月の男女共同参画週間はパネル展示を行ったうえで、チラシ配布に努めた。	【市民協働推進課】 各種イベントの際には、効果的に啓発チラシ等を配布できるよう努める。
				【こども福祉課】 ホームページ、チラシ、子育てハンドブックにDVホットラインを掲載した。	【こども福祉課】 配偶者だけの問題ではなく、子どもにとって著しく害があることを啓発した。	【こども福祉課】 広報紙やホームページ、チラシなどを活用した啓発を行う予定。
		DV防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布をします。		【市民協働推進課】 DV啓発チラシを各イベント等で配布した。また、DV相談担当課と連携し、対象者に情報が届きやすくなるよう配慮した。	【市民協働推進課】 逆DVやデートDVについてもわかりやすいリーフレットを作成し、生涯学習情報センターまつり、成人式で配布し、幅広い層への啓発に努めた。	【市民協働推進課】 各種イベントの際には配布・啓発を実施する。またDV相談カードを作成し、配布啓発に努める。
				【こども福祉課】 こども福祉課窓口等においてリーフレットを配布し周知啓発を行った。	【こども福祉課】 新庁舎移転後、目に触れやすい場所で広く周知することができた。	【こども福祉課】 医療機関等、公共施設以外の普及を図る。
		地域に密着した組織、団体への啓発活動を行います。		【こども福祉課】 身近な相談先として民生委員児童委員協議会定例会において相談窓口を周知した。	【こども福祉課】 各地区の民生委員に、相談窓口と対応している職員を知ってもらう機会となった。	【こども福祉課】 引き続き地域に密着した組織、団体への啓発活動を継続的に行う。
		成人式会場において新成人を対象に啓発パンフレットを配布するなど若者のデートDV防止に向けた啓発を行います。		【市民協働推進課】 市作成DV啓発チラシ・DV相談カードのみならず、内閣府及び栃木県作成のちらしを成人式会場にて配布した。	【市民協働推進課】 チラシ等の配布により、若者を対象とした啓発に繋げることができた。	【市民協働推進課】 引き続き新成人を対象とした啓発活動を推進する。

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	工夫して取り組んだ点	課題、今後の対応
の1 充 実 D V 防 止 に 向 け た 対 策	(2)人権教育・人権啓発の推進	「人権教育・啓発推進行動計画」と連動して効果的な啓発等を実施します。	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習文化課	【学校教育課】 共同訪問(祇園小、国分寺東小、吉田東小)において人権教育全体計画を閲覧し確認を行った。 市人権教育全体研修会を開催した。 日時:平成28年6月23日 場所:下野市立細谷小学校 内容:「人権教育の授業研究」 「栃木県の人権教育推進について」 参加者:19名	【学校教育課】 研修会には、これまで参加したことのない教員の参加を促し、教職員の人権意識の高揚に努めた。また、ワークショップ型の授業研究会とし、効果的に啓発した。	【学校教育課】 人権教育に係る指導事例が少なかったため、情報交換や教材研究等を継続して行うことが必要である。

## 基本目標Ⅱ DV被害者の支援体制づくり

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	工夫して取り組んだ点	課題、今後の対応
2 相 談 体 制 の 充 実	(1)相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ、メール配信、データ放送、デジタルサイネージ等の媒体を活用して相談窓口を広く周知します。	こども福祉課	【こども福祉課】 ホームページ、広報紙で相談窓口を周知した。DV相談カードを関係施設に配布した。	【こども福祉課】 媒体を活用して相談窓口を周知した。	【こども福祉課】 DV相談カードほかパンフレット等活用し相談窓口の周知に努める。
	(2)窓口対応の向上	相談員及び担当職員は、各種研修へ積極的に参加して、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	こども福祉課	【こども福祉課】 婦人相談員と保健師を中心に各種研修会に参加した。 ・婦人保護業務関係職員研修会(第1回～5回) ・母子自立支援員等研修会(H28.5・7月) ・養育費相談支援研修(H28.9月)	【こども福祉課】 各種研修会に参加することにより、スキルアップにつながった。 相談体制強化のため、H28年度より、婦人相談員を2名体制にて対応した。	【こども福祉課】 今後も研修会に参加し相談技術の向上に努める。

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	工夫して取り組んだ点	課題、今後の対応
3 保護体制の充実	(1)関係機関との連携	とちぎ男女共同参画センター(一時保護所)、警察、民間シェルターと連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげます。	こども福祉課 安全安心課 高齢福祉課	【こども福祉課】 婦人相談員と保健師を中心に会議に参加し関係機関の連携に努めた。 ・配偶者暴力防止対策ネットワーク会議(H28.5月) ・児童扶養手当事務担当者研修会(H28.7月) ・DV防止対策市町等担当者会議(H28.10月) ・犯罪被害者等施策研修会(H28.7月) ・下野警察ネットワーク会議(H28.10月)	【こども福祉課】 関係機関と連携を図ることで、要保護者への迅速な一時保護や被害者の防止が図られた。	【こども福祉課】 会議、連絡協議会等に参加し、関係機関の連携強化に努める。 一時保護が必要な場合は、状況に応じ安全確保に努めていく。
				【安全安心課】 警察との情報交換など、連携を密にし、有事の際の連絡体制を確立した。	【安全安心課】 地元警察署とDV被害の受理状況など情報入手を積極的に行い、行政としてできることなどを検討した。	【安全安心課】 安全安心課では、DV被害者に関する具体的な情報は把握していない。各課における有事の際の具体的な行動について明確にしておく必要がある。
				【高齢福祉課】 65歳以上のDVは、高齢者虐待防止法の対象となるため、必要時、関係機関との連携を図った。	【高齢福祉課】 平成28年度は、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の委員を対象に研修会を開催した。	【高齢福祉課】 今後も必要時、関係機関との連携を図り、高齢者虐待防止の啓発に努める。
	(2)一時保護者への支援	とちぎ男女共同参画センター(一時保護所)まで同行するとともに、助言を行い、速やかな一時保護につなげます。	こども福祉課	【こども福祉課】必要時、とちぎ男女共同参画センターの助言を仰ぎながら、ケース支援に取り組むとともに連携して被害者に対する安全確保に努めた。 H28 1件(一時保護1件・母子寮2件)	【こども福祉課】関係機関と連絡をとり速やかな一時保護につなげた。	【こども福祉課】一時保護が必要な際は、各機関との連携を速やかにとり被害者の安全を確保する。

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	工夫して取り組んだ点	課題、今後の対応
4 自立支援の充実	(1)被害者の生活再建に向けた支援	被害者の生活実態を把握したうえで、生活資金や健康保険の取扱い、住所の変更等について、関係課と連携し、迅速・円滑に対応します。	こども福祉課 社会福祉課 市民課	【こども福祉課】 面接により状況を把握し、今後の生活に向けて生活保護等関係各課と連携し対応した。また、DV被害女性の同伴児童が障がい児やひとり親の場合、手当受給において不利益にならないよう迅速に対応した。住所閲覧制限、健康保険等についても連携をとり対応した。	【こども福祉課】 必要な関係部署と連携をとり対応することができた。	【こども福祉課】 被害者のニーズや状況により関係機関と連携を図り生活再建に向けた支援に努める。
				【社会福祉課】 要保護の被害世帯に対し生活扶助等の支援を行った。	【社会福祉課】 関係課との連携を強化し情報の共有化を図った。	【社会福祉課】 被害世帯に対する生活実態の把握の強化に努めていく。
				【市民課】 住民基本台帳事務における支援措置業務において、こども福祉課をはじめ、下野警察、税証明を発行する税務課等と連携した。また、被害者で年金加入者及び受給者への情報保護申込について作成したリーフレットを対象者に配付した。	【市民課】 担当職員の異動時にも的確に対応できるよう、詳細でわかりやすいマニュアルの充実を進めた。	【市民課】 引き続き支援措置対象者の情報保護に努める。
(2)就労に向けた支援	とちぎ男女共同参画センター(一時保護所)まで同行するとともに、助言を行い、速やかな一時保護につなげます。	こども福祉課	【こども福祉課】 ハローワークのマザーズコーナーを紹介するなど就労に向けた支援を行った。	【こども福祉課】 就労に必要な情報を提供することができた。	【こども福祉課】 引き続き情報提供し就労支援をしていく。	

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	工夫して取り組んだ点	課題、今後の対応
4 自立支援の充実	(3)被害者の子どもへの対応	子どもを伴う被害者に対しては、保健師等の専門職と連携して安全確保、心のケアに努めます。	こども福祉課 学校教育課	【こども福祉課】 子どもを伴う被害者の面接には保健師が同伴し、子どもに属する関係機関と連携を図り安全確保や支援に努めた。	【こども福祉課】 子どもが面接場面に同席しないように配慮することができた。	【こども福祉課】 子どもの属する関係機関と連携をとっていく。
		保育園入所や小中学校就学等に配慮した支援を行います。	こども福祉課 学校教育課	【こども福祉課】 入園申し込み時に詳細な聞き取りをおこない、入園審査において配慮することで子の安全と保護者支援に努めた。	【こども福祉課】 各施設と情報を共有し安全性確保に努めた。	【こども福祉課】 各保育施設と連携しながら対応していく。
				【学校教育課】 DV避難による区域外就学については、転学先や居住地などの情報を慎重に取扱い、関連情報を知り得る者の範囲を制限する等の配慮を行った。	【学校教育課】 指導要録など転校に必要な書類の受け渡しを教育委員会を介して行い、学校間の直接連絡を避けた。	【学校教育課】 こども福祉課と情報を共有し、連携して対応していく。

## 基本目標Ⅲ DV対策の推進体制づくり

施策の方向	施策の内容	取り組む施策	所管	事業実施内容	工夫して取り組んだ点	課題、今後の対応
5 推進体制の整備	(1) 庁内推進体制の整備	全庁的な組織である市男女共同参画推進本部及び庁内幹事会において、庁内ネットワークの充実を図るとともに、施策管理をとおしてDV対策に関する共通認識と取組の強化を行います。	市民協働推進課 総務人事課 安全安心課 社会福祉課 こども福祉課 高齢福祉課 健康増進課 農政課 商工観光課 水道課 教育総務課 学校教育課 生涯学習文化課	【市民協働推進課】 下野市配偶者等からの暴力対策基本計画については、庁内男女共同参画推進本部及び幹事会において推進するとともに進捗管理を行った。	【市民協働推進課】 計画の進捗管理に際し、関係かとの連携を強化し情報の共有化を図った。	【市民協働推進課】 庁内組織において、関係課だけでなくより広く職員に啓発する必要がある。
				【健康増進課】 母子手帳発行時のアンケートや面接、出産後のこんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診時の個別相談等を通じて、DV被害が確認されたり疑いがあった場合は、こども福祉課へ情報提供できる体制を整えている。また、フォローケースについてもこども福祉課と連携をとり情報の共有化を図っている。	【健康増進課】 面接や乳幼児健診時の問診で異変を感じたら、心理個別相談につなげ、悩みや不安の根源を把握しDV予防に努めた。また、こども福祉課とは、面接した心理士も含め定期的なカンファレンスの場を設けた。	【健康増進課】 ファーストコンタクトした課が知り得た情報について、連携機関への提供及び共有範囲が課題であるため、相談者に自分が置かれている状況を認識させ、専門組織と連携して支援する事や解決法を探る必要がある事を理解してもらうことが重要となる。
				【社会福祉課】 要保護世帯の被害世帯に対する生活実態の庁内関係課との共通認識を図り生活支援を行った。	【社会福祉課】 関係課との連携を強化し情報の共有化を図った。	【社会福祉課】 被害世帯に対する生活実態の把握の強化を図る必要がある。
5 推進体制の整備	(2) 関係機関との連携体制の整備	人権擁護委員、民生委員・児童委員、医療機関、学校、警察、NPO法人や民間団体など関係機関との連携を取り、DV防止のためのネットワークを構築し、市全体でDV対策を推進します。	市民協働推進課(全課)	【こども福祉課】 庁内会議において、各関係機関に計画の周知と相談の現状について課題を共有した。	【こども福祉課】 相談の現状について関係機関に周知することができた。	【こども福祉課】 引き続き関係機関との連携を取り、DV防止のためのネットワークを構築し、市全体でDV対策を推進していく。
						【市民協働推進課】 各機関におけるDV対策の取組状況や課題を共有し、DV防止や被害者支援に向けた連絡体制の強化につなげていく必要がある。